

させぼしの国保



平成30年4月から

都道府県と市町村が 一緒に国保を運営します

現在、国民健康保険制度（国保）は市町村それぞれが保険者となって運営していますが、平成30年4月からはその運営に都道府県も加わります。

◆なぜ都道府県が国保の運営に加わるの？

**国民皆保険制度を将来にわたって堅持
するため、国民健康保険財政の安定化
を図る改革が行われます！**

国民健康保険は、国民皆保険制度の最後の砦ですが、増大する医療費、構造的な問題（年齢が高く医療費水準高い等／詳細は中面をご覧ください。）を抱え厳しい財政状況が続いていました。

今後も国保制度を維持していくため、財政運営の責任主体として都道府県も保険者に加わり、新しい国保財政のしくみにより、国保制度の安定化を図られます。



国保イメージキャラクター
川崎 宗則さん

◆新しい国保財政のしくみ

共同保険者

都道府県



市町村



被保険者



- ① 国民健康保険料（税）の賦課（課税）
- ② 国民健康保険料（税）の納付
- ③ 国保事業費納付金（国保運営に必要な費用）の納付
- ④ 保険給付費等交付金（医療にかかる保険給付に必要な費用等）の支払い

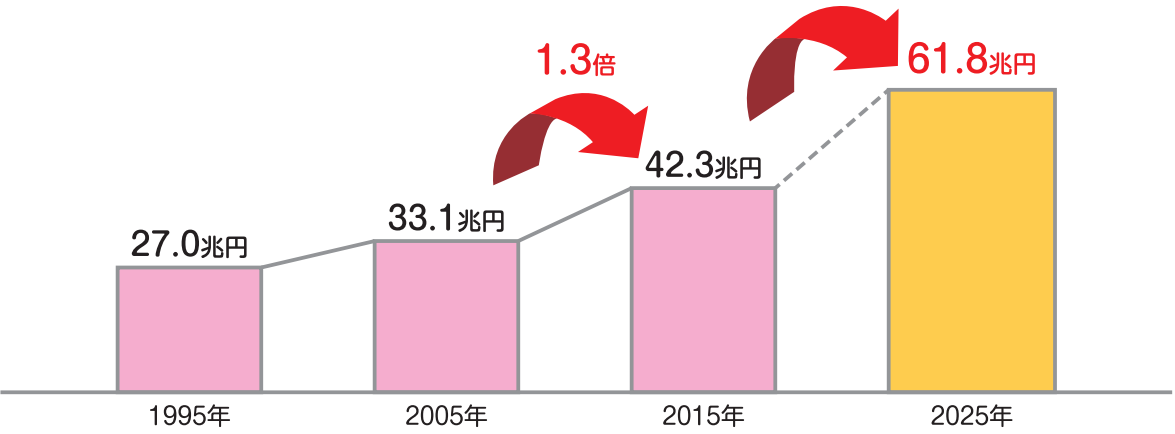
医療にかかる保険給付費の全額を、都道府県が市町村に交付するので、予期せぬ市町村の保険給付費増などによる急激な負担増を回避できるなど、皆様がより安心して利用できる国保制度になります。制度改革へのご理解、ご協力をお願いいたします。

平成30年4月からの国保について

●見直しの背景

《国民医療費の推移》

少子高齢化の進展などで、この10年でわが国の国民医療費は1.3倍になり、現在、40兆円を超える額に達しています。団塊の世代が75歳以上になる2025年には61.8兆円を超えるという試算もあります。



《国保が抱えている3つの構造的課題》

①年齢構成が高く医療費水準が高い

65歳以上75歳未満の人が占める加入者の割合は、市町村国保が35.6%、健保組合は2.8%で、国保の加入者年齢構成が圧倒的に高くなっています。また高齢者が多い分、市町村国保の医療費は増加傾向にあり、一人あたりの医療費は国保が32.5万円、健保組合は14.6万円と大きな開きがあります。

※数値は平成25年度実績

②所得水準が低く保険料（税）の負担が重い

一人あたりの平均所得は、市町村国保が83万円、健保組合は202万円（推計）で、国保の加入者の所得が低い傾向にあります。そのため保険料（税）の負担も重くなり、一人あたりの平均所得に占める保険料（税）の割合は、国保が10.3%、健保組合は5.6%となっています。さらに、国保の保険料（税）の収納率は低下傾向にあり、財政基盤が揺らいでいます。

③財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多い

保険者として国保を運営する1,716の市区町村のうち、3,000人未満の小規模保険者は467で、全体の4分の1強を占めています。また、同じ都道府県内でも、医療費や所得、保険料（税）などで市区町村間の格差があり、財政運営が不安定になりやすい傾向があります。



これら構造的課題の解消するため、国保制度の改正が行われます！
公費による国保への財政支援の拡充に加え、新しい国保財政のしくみにより、みなさんがより安心して利用できる国保制度になります！

●都道府県と市町村の役割は？

都道府県は国保財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を果たすこととなります。市町村は、引き続き、住民（加入者）に身近な事務・事業を担うこととなります。それぞれの主な役割は次のとおりです。

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
国保運営の中心的な役割（財政運営の責任主体）	加入者に身近なきめ細かい事業を引き続き実施
○市町村ごとの国保事業費納付金の決定・徴収 ○各市町村の標準保険料（税）率の提示 ○医療に係る保険給付に必要な費用等を全額市町村へ支払い（保険給付費等交付金） ○都府県内の国保の統一的な運営方針の策定	○資格管理（加入や脱退に係る各種届出の受付・保険証の発行等） ○標準保険料（税）率を参考に保険料（税）率の決定 ○国民健康保険料（税）の賦課・徴収 ○医療にかかる保険給付（医療機関への医療費の支払い、加入者への高額療養費等の支給） ○保健事業など、加入者の健康づくりのための事業を実施 ○左記の国保事業費納付金を都道府県に納付

●加入者への影響は？

各種申請・届出の窓口はこれまでどおり市役所で変わりません！



国保の財政運営のしくみは変わりますが、みなさんの医療の受け方は変わりません。

また、上記の表に記載のとおり、国保への加入や脱退手続き、保険料（税）の納付先や保険給付に係る各種申請・届出の窓口は、これまでどおり佐世保市役所で行えます。

ただし、国民健康保険料（税）の税率については、都道府県から示される標準保険料（税）率を参考に、各市町村で決定する仕組みに変更になっています。

平成30年度の佐世保市の国民健康保険税率については、広報させば6月号（国保特集号）でお知らせします。

平成30年4月以降に変わること

- 被保険者証等の様式が変わります。（平成30年8月～）
※詳しくは広報させば8月号（国保特集号）でお知らせします。
- 国保の資格取得・喪失は都道府県単位になります。（手続きは変わりません）
- 高額療養費の多数回該当が都道府県単位で通算され、加入者の負担が軽減されます。



《問い合わせ先》 医療保険課庶務係 0956-24-1111(代) 内線2131～2132